

平成 21 年 4 月 27 日
沖縄電力株式会社

周波数測定記録の不備について

当社は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部による平成 20 年度電気事業監査において、平成 20 年 11 月 18 日に電気事業法に定められた周波数測定^{※1}記録の不備が指摘されました。その後、当該監査指摘事項に関して、当社の全システムを対象に水平展開調査を実施し、新たに確認された事象も含め、その原因と再発防止策をとりまとめ、本日同省に報告書を提出しました。

この報告に対して、同省より文書にて、再発防止策の徹底を図るよう指導を受けました。

当社は、今回の指導を厳粛に受け止め、今後は再発防止策の実施を徹底し、適正な業務運営に努めてまいります。

(添付資料)

- ・周波数測定記録の不備と再発防止策について

※1 周波数測定：周波数とは交流の電気の＋、－が 1 秒間に入替わる回数。電気事業法施行規則第 45 条において、周波数の測定および記録について定められている。

以 上

周波数測定記録の不備と再発防止策について

(1) 電気事業監査による指摘内容

平成 20 年 11 月 18 日に宮古支店にて実施された電気事業監査において、電気事業法施行規則第 45 条第 3 項第 2 号に基づき周波数に関する記録すべき事項のうち、『周波数の日最大値及び日最小値』が、平成 19 年度分において 2 日間欠落していることが確認された。

(2) 全系統調査(水平展開)

本島を含む全ての系統で平成 17 年から直近まで同様な調査を行った結果、全ての系統において幾つかの記録の不備が確認された。

※電事法施行規則第 45 条第 3 項第 2 号に基づく周波数に関する記録すべき事項は①～⑤、⑥時差は社内のマニュアルに基づく記録すべき事項

①標準周波数：記録漏れなし

②測定周波数の日最大値・日最小値：記録漏れ有り

(宮古島系統、多良間島系統、石垣島系統)

③月間積算周波数偏差〔月間積算時差×60Hz〕：記録漏れ有り

(本島を含む全 12 系統)

※標準周波数 60Hz を乗じず、「月間積算時差」で記録していた。

④測定計器の型式及び番号：記録漏れなし

⑤測定者の氏名：記録漏れ有り(宮古島系統、多良間島系統、石垣島系統)

⑥時差：記録漏れ有り(宮古島系統、多良間島系統)

(3) 原因

周波数に関する記録すべき事項の漏れは電事法に基づく記録義務との認識が無かった。また「月間積算周波数偏差」の記録漏れについては、「記録様式」に記録欄が設けられていなかったこと。

(4) 再発防止策

- ・「電気事業法施行規則」、「内燃力発電所報告書作成要領」及び「周波数測定業務マニュアル」の勉強会を実施した。
- ・当直日誌へ測定記録欄を設け、勤務引継ぎ時のチェック体制を強化した。
- ・「記録様式」へ電気事業法施行規則に定められた重要な記録であることを明記、電気主任技術者の確認欄を追加した。
- ・月間積算周波数偏差について、離島系統は「記録様式」に「月間積算周波数偏差」の記録欄を追加した。
- ・本島系統は月間積算時差に標準周波数を乗じて算出できるよう平成 21 年 4 月末までに自動給電システムの改修を行い、以降その記録を管理する予定。

以上